

# 産業廃棄物の再生技術アドバイザー事業

山梨県では、「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」の施策として、県内で発生する産業廃棄物の再生利用について、県内の産業廃棄物排出事業者や処理業者による再生技術や再生品の開発の取り組みを募集し、有識者による助言・評価等の支援を行います。

また、この事業を活用して開発された再生技術等を県のホームページで公表し、普及の促進を図ります。

## 1 事業内容

### ①産業廃棄物の再生技術や再生品の開発の取り組みを評価・助言します

事業者の皆様が、産業廃棄物の再生品開発等を効率的・効果的に実施できるよう、廃棄物、土木工学及び経営指導等の専門家によるアドバイザー会議を設置し、様々な観点から取り組みの内容を評価・助言します。

特に、開発された再生技術等の利活用が進むよう、公共事業等で利用する場合の規格や留意点を考慮し、効果的な助言を行います。

### ②アドバイザーが直接訪問し、具体的に助言を行います

アドバイザー会議の評価等により明らかになった課題の解決を図るため、課題の内容に応じたアドバイザーを事業所等に派遣し、実地でより具体的に助言を行います。

### ③開発された再生技術等の普及を促進します

本事業による助言等を受けて開発された再生技術等については、山梨県のホームページで公表し、利活用の促進を図ります。

## 2 募集対象

山梨県内で発生する産業廃棄物の利活用を図るための再生品開発等を行う県内の次の事業者であって、別に定める基準に適合するものを対象とします。

- ①廃棄物が再生利用されるための新たな技術や再生品を開発しようとする事業者
- ②現に有している廃棄物の再生技術や再生品の品質をより活用可能な水準に向上させたい事業者
- ③自ら開発した再生技術等の利活用を促進するため、当該再生技術等の評価を受けたい事業者

### 3 募集期間

随時相談を受け付けます。

アドバイザー会議は必要に応じて開催となります。

### 4 申請方法

次の申請書類を正本1部及び副本7部作成し提出してください。申請書の提出にあたっては、内容について事前に提出先に相談してください。なお、申請手数料はかかりません。



- ・「山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー事業申請書（様式1）」
- ・必要な添付書類（再生技術に関する説明資料、産業廃棄物が環境等に影響を及ぼさないことの証明書類、再生品の製造に要する費用明細書、再生技術による製造フロー等）

### 5 申請にあたっての注意事項

再生技術アドバイザー事業実施要綱第3条（2）別表の要件を満たさない産業廃棄物は、募集の対象外とします。

例

- ・環境等に影響を及ぼす産業廃棄物を原材料として再生品を製造する場合
- ・食品衛生法でいう食品等を開発する場合
- ・特に加工等を行わないもの及び既に一般的に活用されている再生技術等

### 6 申請書の提出及び問い合わせ先

随時相談を受け付けますので、お気軽に御連絡下さい。

山梨県環境・エネルギー部環境整備課産業廃棄物担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

直通電話 055-223-1518